



令和6年2月19日

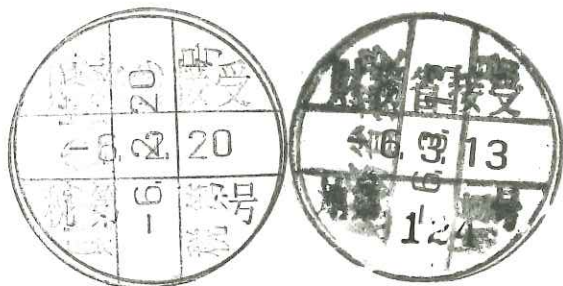
財務大臣 鈴木 俊一 殿

東京青年税理士連盟
会長 湊 真志

東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番8号

代々木第10下田ビル7階

電話 03-3356-2916



令和6年度税制改正の大綱に対する意見書

私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約500名により組織されており、真に「国民のための税理士制度」を目指して活動している団体であり、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っています。

当連盟は、令和5年12月22日に閣議決定された令和6年度税制改正の大綱（以下「大綱」といいます。）について検討しました。

国民主権の原理及び納税者の権利擁護の観点から、「所得税・個人住民税の定額減税」について、意見致します。

1 所得税・個人住民税の定額減税について

今回の大綱では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施が盛り込まれている。

給与所得者に係る特別控除の実施方法は、令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等の源泉徴収税額から特別控除の額に相当する金額を控除することとなっているが、その方法は極めて複雑である。

特別控除の額は納税義務者の扶養親族の人数等によって一人一人変わること、控除しきれなかった額は翌月以降の源泉徴収税額から控除することなど、従業員一人一人の控除金額を数か月にわたって管理しなければならず、源泉徴収義務者である事業者にとってかなりの事務負担が見込まれる。

そもそも源泉徴収制度自体が年々複雑化しており、事業者に対し過大な事務負担と法的責任が課せられることとなっている。本来の業務とは関係のない事務負担の増加は事業者の労働生産性を低下させ、政府の目指す持続的な賃上げが行われる経済の実現という政策に逆行する。インボイス制度においても過大な事務負担が問題となっており、現在の税務行政の事業者負担の軽減という視点の欠落は、ひいては

日本経済へ損害を与えかねないものである。

また、内閣府の「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」によると、定額減税は所得税・住民税が非課税、あるいは金額が少ない場合にはその恩恵を十分に受けることができないため、それらの層に対して給付金の給付を予定しているとのことだが、そうであるならば全ての国民に対し減税ではなく給付金の給付という方法をとるべきである。

よって、定額減税は中止し、より簡素で事業者負担の少ない給付金の給付という方法に変更すべきである。

2 法案提出前の周知広報について

今回の大綱では、「所得税・個人住民税の定額減税」の実施について、「今回の特別控除の緊要性に鑑み、これを円滑かつ早急に実施するため財務省・国税庁は直ちに必要な準備作業に着手すること。具体的には、源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと。」と注記がされている。

法案の国会提出前に広報活動を開始し、関係省庁や地方公共団体を動かし、納税者に対応を迫ることは国会の軽視にほかならず、国民主権の原理から到底容認できない。国民の負担緩和は重要な課題であり速やかに行われるべきであるものの、災害時の様な緊要性は無く、また、たとえ災害時であったとしても、国会の存在を無視することは許されない。本件に関しては制度を簡素化し、実施までに適切な期間を設けることで法案成立を待つことができるはずである。

国会軽視は行政府独裁を招くものである。主権者たる国民の意思決定機関を尊重した慎重な対応を求める。よって法案成立前の準備作業への着手を促す本法案については、国民主権の原理を脅かすものとして厳重に抗議する。

以上